

電気需給契約書

ここには税金控除あり!

12/8 JEC (印)



当事者門真市（以下、「甲」という。）は、平成22年4月1日実施の電気需給契約条件（以下、「供給条件」という。）および平成22年4月1日実施の「高圧電力B L料金表」とに基づき、電気の供給に同意し、本契約を締結する。

電気需給契約書

(リサイクルプラザ)

第1条 (当事者)

甲が本契約に基づき電気を使用する場所は、〒630-0001 門真市東環センターリサイクルプラザとする。

第2条 (契約種別・供給電圧・契約電力)

甲は本契約に基づき使用する電気の契約種別等は、以下のとおりとする。

契約種別	供給電圧	契約電力
高圧電力B L	標準電圧	620kVA

第3条 (契約締結成立日)

本契約締結成立日は、平成23年3月31日とする。

第4条 (電送開始日)

本契約に基づき電気の供給を開始する日は、平成23年4月1日とする。

第5条 (料金適用開始の日)

料金適用開始の日は、前条の供給開始日と同じとする。

第6条 (契約使用期間)

契約使用期間は、前条に定める料金適用開始の日から平成24年3月31日までの間とする。

前項の契約使用期間の満了に先立ち、甲乙両者いずれからも契約更改等の申し出がない場合は、本契約は契約使用期間満了後も1年ごとに同一条件で更新されるものとする。

なお、更新後の料金適用開始の日は、更新後の契約使用期間満了の日の翌日とする。

3. 契約更改等の申し出は、契約使用期間満了に先立ち予め文書をもって相手方に行うものとする。

関西電力株式会社

第7条 (検針日)

検針日は、実際に検針を行った日にかかわらず、毎月1日とする。

第8条 (アンテリリーサービス料金対象容量)

アンテリリーサービス料金対象容量は、0キロワットとする。

# 電 気 需 給 契 約 書

需要者門真市（以下、「甲」という。）と供給者関西電力株式会社（以下、「乙」という。）は、平成22年4月1日実施の特定規模需要供給条件（以下、「供給条件」という。）および平成22年4月1日実施の高圧電力BL料金表（以下、「高圧電力BL料金表」という。）に基づき、電気の需給について以下のとおり契約する。

## 第1条（需要場所）

甲が本契約に基づき電気を使用する場所は、大阪府門真市深田町19番5号（門真市環境センターリサイクルプラザ）とする。

## 第2条（契約種別・供給電圧・契約電力）

甲が本契約に基づき使用する電気の契約種別等は、以下のとおりとする。

契約種別	供給電圧	契約電力
高圧電力BL	標準電圧 6,000ボルト	620キロワット

## 第3条（需給契約成立日）

需給契約成立日は、平成23年3月31日とする。

## 第4条（需給開始日）

本契約に基づき電気の需給を開始する日は、平成23年4月1日とする。

## 第5条（料金適用開始の日）

料金適用開始の日は、前条の需給開始日に同じとする。

## 第6条（契約使用期間）

契約使用期間は、前条に定める料金適用開始の日から平成24年3月31日までの間とする。

- 前項の契約使用期間の満了に先立ち、甲乙両者いずれからも契約更改等の申し出がない場合は、本契約は契約使用期間満了後も1年ごとに同一条件で更新されるものとする。  
なお、更新後の料金適用開始の日は、更新前の契約使用期間満了の日の翌日とする。
- 契約更改等の申し出は、契約使用期間満了に先立ち予め文書をもって相手方に行うものとする。

## 第7条（検針日）

検針日は、実際に検針を行った日にかかわらず、毎月1日とする。

## 第8条（アンシラリーサービス料金対象容量）

アンシラリーサービス料金対象容量は、0キロワットとする。

第9条（需給地点）

需給地点は、第1条の需要場所における甲の構内第1柱上に甲が施設した開閉器の電源側接続点とする。

第10条（記録の提出）

乙が電気需給に関する記録の提出を求めた場合、甲はすみやかにその記録を乙に提出するものとする。

第11条（守秘義務）

甲または乙は、相手方の文書等による承諾を得た場合を除き、本契約締結の事実および本契約に関する事項について第三者に開示してはならない。

なお、本条の規定は、本契約終了後においても有効に存続するものとする。

第12条（その他の事項）

本契約書に定めのない事項については、供給条件および高圧電力BL料金表（以下、「供給条件等」という。）によるものとする。

- 2 甲が本契約書および供給条件等の定め反した場合は、乙は本契約を解消することができるものとする。
- 3 本契約書および供給条件等に定めのない事項については、甲乙両者の協議をもって決定するものとする。
- 4 甲乙両者間で締結した平成22年4月1日付電気需給契約書は、平成23年4月1日以降その効力を失うものとする。

この契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙おのおのその1通を保有する。

平成23年3月31日

甲（需要者）

大阪府門真市中町1番1号  
大阪府門真市長 園部一成

乙（供給者）

大阪府守口市八雲東町1丁目9番15号  
関西電力株式会社 守口営業所  
所長 浦 洋祐